

学校法人大妻学院特別育英奨学金規程

平成 13 年 7 月 11 日
制定

(目的)

第 1 条 学校法人大妻学院(以下「学院」という。)は本規程の趣旨に賛同する団体及び個人からの特定寄附金を資金として、大妻女子大学大学院、大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部に学ぶ学生を対象に特別育英奨学金(以下「奨学金」という。)を給与する。

(給与対象者)

第 2 条 奨学金を給与される学生は学業・人物ともに優れ、かつ学費の支弁が困難な者で、勉学意欲の強い者とする。

2 奨学生選考においては、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の家計基準を準用する。

(給与額及び給与期間)

第 3 条 給与額は月 20,000 円、給与期間は出願採用された当該年度とする。

(奨学金総額の決定)

第 4 条 第 1 条の奨学金資金に基づく年度配布奨学金額は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

(委員会)

第 5 条 学院より配布された奨学金額に基づき、奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審議するため、特別育英奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 副学長 1 名

(2) 大学院学生については研究科長、学部学生については学部長及び短期大学部学生については短期大学部長

(3) 事務局長及び学生支援センター部長

3 委員長は副学長をもって充て、その審議結果による奨学生を決定する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

5 委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

(募集・出願)

第 6 条 毎年 1 回 6 月に募集人数を明示し、学内に掲示する。ただし、採用人数が募集人数を下回った場合に限り、学年途中においても随時出願することができる。

2 奨学金の給与を希望する者は、次の書類を学生支援センター学生支援グループに提出しなければならない。

(1) 願書

(2) 大学院学生については指導教員の推薦書、学部学生及び短期大学部学生についてはクラス指導主任の推薦書

(3) 学業成績証明書

(4) 健康診断書

(5) 所得証明書

(6) その他大学が特に提出を求めるもの

(出願資格)

第7条 第2条の規定に該当する者とする。

2 第6条第1項のただし書きにより出願する場合は、募集締切り後に下記理由が生じた者に限る。

- (1) 家計支持者(学費負担者)が死亡・疾病等により学費の支弁が困難となった者
- (2) 家計支持者(学費負担者)が火災・地震・台風等の災害により学費の支弁が困難となった者

3 大妻女子大学育英奨学金の給与との併給は認めない。

(決定通知)

第8条 学長は奨学生が決定したときは、理事長及び本人に通知する。

(支給手続)

第9条 前条の採用通知を受けた者は、所定の誓約書等を学生支援センター学生支援グループに提出しなければならない。

(支給方法)

第10条 6月に募集する奨学生は、4月にさかのぼって、毎月本人に支給する。

2 随時出願する奨学金は、原則として支給が決定した月から支給する。

3 特別の事情があるときは、数ヶ月分を合わせて支給することがある。

(支給の停止・取消)

第11条 奨学生が、次に掲げる各事項のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を停止、又は取り消すことができる。

- (1) 休学したとき
- (2) 除籍・退学及び停学等の処分を受けたとき
- (3) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- (4) その他委員会が必要と認めたとき

(返還)

第12条 奨学生が前条の規定により支給を取り消された場合は、学長は本人又はその連帯保証人に対し、すでに支給した奨学金の一部又は全部を一定期間内に返還させることができる。

(関係会議)

第13条 第7条の規定により採用を決定された奨学生について、大学院奨学生にあつては研究科委員会に、学部奨学生及び短期大学部奨学生にあつては各教授会に報告する。

(庶務)

第14条 この規程に関する庶務は、学生支援センター学生支援グループにおいて行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成13年7月11日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年1月11日から施行し、平成16年12月1日から適用する。ただし、第4条第2項第3号の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 26 日から施行し、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 22 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。